

復興推進計画

令和3年4月1日変更

作成主体の名称：東松島市

1 復興推進計画の区域

東松島市

2 復興推進計画の目標

本市は、昨年3月11日の東日本大震災により1,000人以上の尊い人命を失い、家屋被害は11,000棟を超え、また、市街地の65%が浸水するなど壊滅的な被害を受けた。その後、未曾有の被害をもたらした東日本大震災からの迅速な復旧と更なる復興を実現するために「東松島市復興まちづくり計画」及び「東松島市環境未来都市構想」を策定した。環境・超高齢対応・防災の3分野の先進的な事業推進をテーマとした「環境未来都市構想」は、同年12月22日、内閣府から選定され、国家的なプロジェクトの一つとして位置付けられた。同構想において、特に環境面では、具体的な目標値として、市内自然エネルギー自給率120%（H38まで）を掲げており、復興地域づくりの方向性としては、年間平均日照時間の長さなど恵まれた本市の自然や地域特性を最大限に活用した再生可能エネルギー関連産業や設備等の集積を目指している。

また、併せて、奥松島の美しい自然景観を活用したツーリズムを早期に復活させ、交流人口の増加を図ることが本市の経済活性化に直結するものであり、震災後の人口流出が顕著である本市復興のための必須条件となる防災集団移転促進事業による移転先地の市街地形成に必要な小売業などの商業関連産業を集積させることを目指す。

さらに、農林水産加工・販売施設等に関連する業種や設備の集積により、本市の主要産業である一次産業の復興を目指し、本市にこれら関連産業の新規立地を促進することを目指す。

本計画は、これら一連の産業を有機的に連携させることにより、観光交流人口の増加及び地域循環型経済の確立を目指すことにより、地域の雇用創出及び持続的な地域経済の活性化を図ることを目標とするものである。

3 目標を達成するために推進しようとする取組の内容

(1) 商業関連産業の集積

防災集団移転事業の実施にあわせて、移転先における地域住民の小売業、サービス業等の日常の生活に必要な機能を提供する産業の集積を図る。

(2) 食料供給等施設の集積

津波浸水区域を有効活用すべく、農業の振興を図るとともに、これに関連する製造業、小売業などの6次産業化関連産業の集積を図る。

(3) ツーリズム関連産業の集積

本市における観光入込動向をみると、平成22年度観光客入込数が1,123,233人だったのに対して、震災により、平成23年度は198,658人と約1/6に激減した。本市における観光産業は重要な産業のひとつであることから、奥松島の美しい自然景観を活用した観光の復興、東日本大震災の被災状況・復興状況の視察、さらには再生可能エネルギー施設の視察見学等も含め、広範囲で交流人口の復興を目指し、ホテル・旅館・民宿・飲食施設等を集積する。また、海苔、牡蠣などの養殖業等を生かし、体験型のツーリズム関連産業の集積を図る。

(4) 再生可能エネルギー関連産業の集積

本市は年間平均気温11度、年間降水量約1,000mm、風速は年間平均6.2m/s、降雪は少なく、東北地方では比較的温暖な地域である。平成20年度事業として、市役所本庁舎に10kwの太陽光発電システムを整備しており、月平均で1,022kwhの発電実績がある。こうした地域特性や再生可能エネルギーの活用に関する先進的な取組状況を踏まえ、自立型電源の確保を目指し、メガソーラー・ウインドファーム・バイオマスエネルギー関連施設等、分散型再生可能エネルギーに関連する産業、設備を集積する。

4 復興産業集積区域の区域

東松島市内全域の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に寄与する地域特性を活用した再生可能エネルギー関連産業等及び観光・交流に関連する産業の集積及び復興を図る区域として、別添【資料1-1】雇用等被害地域及び復興産業集積区域図及び【資料1-2】復興産業集積区域の地番一覧及び【資料1-3】復興産業集積区域別・産業別の整理表に記載する区域。

※ここで記載している区域が特定復興産業集積区域に該当することとなるものである。

5 計画の区域において実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特別の措置の内容

(1) 法第2条第3項第2号イの復興推進事業

①復興産業集積区域において集積を目指す業種並びに集積の形成

(a) 商業関連産業

東日本大震災からの復興を進めていくうえで、市民生活に密接に関連した商業

施設は必要不可欠な分野であることから、防災集団移転事業の実施にあわせて移転先における居住者の日常生活に必要な機能を提供する産業の集積を図る。

- (ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
野蒜北部丘陵地区復興産業集積区域
矢本 I. C. 地区復興産業集積区域

- (イ) 上記(ア)の復興産業集積区域において、その集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

56 各種商品小売業、57 織物・衣服・身の回り品小売業、58 飲食料品小売業、60 その他の小売業、6221 普通銀行、6222 郵便貯金銀行、63 協同組織金融業、78 洗濯・理容・美容・浴場業、823 学習塾、824 教養・技能教授業、829 他に分類されない教育・学習支援業、83 医療業、84 保険衛生、85 社会保険・社会福祉・介護事業(851 社会保険事業団体、852 福祉事務所、8591 更生保護事業を除く。)

※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)の規定による規制(同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。)の対象となる業種は除く。

- (b) 食料供給等施設

東日本大震災により壊滅的な被害を受けた農業の復興を目指し、進んだ生産設備の集積を図るとともに、関連産業との連携を進める。さらに、生産の効率化を進め、農産物等の体験やレストランでの提供、6次産業化等の広がりにより、集積区域への交流人口を増加させるなど、農業を基軸としたさまざまな事業連携を推進し、雇用の創出と関連産業の集積を目指す。

なお、農業に関連する産業の集積に当たっては、農地への立地の際に許認可等関係法令との個別の調整が必要となる場合がある。

- (ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域
牛網・浜市地区復興産業集積区域

- (イ) 上記(ア)の復興産業集積区域において、その集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

01 農業、09 食料品製造業、10 飲料・たばこ・飼料製造業(105 たばこ製造業を除く)、44 道路貨物運送業、47 倉庫業、52 飲食料品卸売業、56 各種商品小売業、58 飲食料品小売業、76 飲食店、77 持ち帰り・配達飲食サービ

ス業

(c) ツーリズム関連産業

本市は、奥松島と呼ばれる景勝地を有し、震災前は周辺の海水浴場などとともに多くの観光客が訪れていた。復興に必要不可欠な交流人口の増加を図るため、自然景観を活かした宿泊施設や土産品の販売などを行う宿泊、小売業、飲食業等の集積を図るとともに、海苔、牡蠣などの養殖業を生かした体験型のツーリズム関連産業の集積を図る。

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

野蒜地区復興産業集積区域

宮戸地区復興産業集積区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域において、その集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

03 漁業（漁業体験・見学ができる観光客等の招致のための取組を行うもの）、
04 水産養殖業（漁業体験・見学ができる観光客等の招致のための取組を行うもの）、56 各種商品小売業、58 飲食料品小売業、75 宿泊業、76 飲食店、
77 持ち帰り・配達サービス業、8093 遊漁船業、8099 他に分類されない娯楽業、8229 その他の職業、教育支援施設、8246 スポーツ・健康教授業、8299 他に分類されない教育、学習支援業

※ただし、風俗営業等の規則及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定による規制（同法第33条第1項の規定による深夜における酒類提供飲食店営業を除く。）の対象となる業種は除く。

(d) 再生可能エネルギー関連産業

年間平均日照時間が長いことなどの良好な自然条件を活かし、災害発生時において自主電源を確保するという時代の要請に応えることができるよう、スマートグリッド化も視野に入れながら、遊休地を活用したメガソーラー発電施設や風力発電、バイオマス熱電併給施設をはじめ、今後有望と見込まれる再生可能エネルギー利用の実証実験施設など、産学官民の連携を密にした取り組みを進め、再生可能エネルギー供給関連産業の新規立地を図る。

(ア) 下記(イ)の業種の集積の形成及び活性化を目指す復興産業集積区域

野蒜地区復興産業集積区域

大曲地区復興産業集積区域

(イ) 上記(ア)の復興産業集積区域において、その集積の形成及び活性化を目指す特定の業種

- 33 電気業（太陽光発電、風力発電、バイオマス発電に関するものに限る）、
- 35 熱供給業（環境負荷低減に資するものに限る）、106 飼料・有機質肥料（農水産廃棄物のリサイクルに資するものに限る）、711 自然科学研究所（農水産廃棄物のリサイクルに資するもの及び太陽光発電、風力発電、バイオマス発電に関するものに限る）

②集積の形成及び活性化の効果

上記施策により、以下の効果が見込まれる。

(a) 商業関連産業

防災集団移転先において商業施設が集積することにより、人口の流失、減少に歯止めがかかるとともに、雇用が増加する。

(b) 食料供給等施設

農業の復興が地域の活性化に直接結びつくとともに、6次産業化など新たな連携の促進が、地域の活性化につながり、雇用機会が創出される。

(c) ツーリズム関連産業

特別名勝松島の一角「奥松島」地域の交流人口が増加し、体験型ツーリズムや観光・宿泊施設の集積が進むことにより、雇用機会が増加する。

(d) 再生可能エネルギー関連業種

地域資源を生かした再生可能エネルギーの生産や関連する産業の集積により、新たな雇用機会が創出される。

③雇用等被害地域及び雇用等被害地域を含む市町村

津波により浸水し直接の被害が生じた地域で別添により図示する地域。

【資料1-1】雇用等被害地域及び復興産業集積区域図、【資料1-2】復興産業集積地域の地番一覧、【資料1-3】復興産業集積区域別・産業別の整理表 参照)

<理由>

東松島市では、東日本大震災により、地震による強烈な揺れとともに、巨大津波の襲来によって広範囲にわたり大規模な被害が生じた。

死者は千名を超し、市内の半数以上の世帯が全壊もしくは大規模半壊の住家被害を受けている。また、農地や漁港をはじめ、産業基盤や公共インフラに深刻な被害を受けており、事業主都合離職者数に関する指標は、前年同時期に比べて、震災以降景気の影響水準を超えて大きく悪化している。

（【資料 2】東日本大震災による東松島市の被害状況及び雇用等被害地域を構成する地域の雇用に関する指標について 参照）

④ 5 の（1）の（a）から（d）までの復興産業集積区域のうち、その区域の全部又は一部が、雇用等被害地域を含む市町村の区域内にあるもの。

（【資料 1 - 1】「復興産業集積区域図」参照）

宮戸地区

野蒜北部丘陵地区

野蒜地区

牛網・浜市地区

矢本 I.C. 地区

大曲地区

⑤ 特別の措置

（ア）①の（イ）の業種に属する事業を実施する指定事業者に対する法人税又は所得税の課税の特例（法第 37 条から第 40 条の規定に基づく措置）

（イ）①の（イ）の業種に属する事業を実施する指定事業者に対する事業税、不動産取得税又は固定資産税の課税免除又は不均一課税に伴う措置（法第 43 条の規定に基づく措置）

⑥ 関連して実施される一般復興事業の内容とその実施主体

（ア）企業立地奨励金

投下固定資産税額等に応じて企業立地奨励金を交付する。

（実施主体：宮城県 対象業種：製造業、研究所、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、卸売業）

（イ）企業誘致活動

新規投資を呼び込むことを目的に、首都圏や大都市で企業立地セミナーを開催する等、誘致活動を展開する。

（実施主体：県及び市町村 対象業種：製造業、再生可能エネルギー供給関連産業）

（ウ）物産振興事業

発災以降、被災地の物産販売には多くのリクエストがある。物産販売の機会に消費者の意向把握に努め、東松島市ブランドの確立を目指す。

（実施主体：市、観光物産協会、奥松島公社 対象業種：小売業等）

(エ) 社会福祉施設再建事業

被災した特別養護老人施設、グループホーム等の再建に向け、相談窓口を設置する。

(実施主体：市 対象業種：医療・福祉業等)

(オ) 医療機関再構築事業

被災した医療機関の再構築に向け、相談窓口を設置する。また、医療空白地域の解消のため、医療機関の誘致を促進する。

(実施主体：市 対象業種：医療・福祉業等)

(カ) 漁業振興対策事業

サケの孵化放流事業、アサリの放流事業等を実施する漁業団体に補助金を交付し、栽培漁業の再建と振興を図る。

(実施主体：市 対象業種：漁業・水産養殖業等)

(キ) 商工業育成事業

商店街活性化のための研究、特産物 PR、デマンド交通の運行を実施し、商工業の振興を図る。

(実施主体：商工会及び商店街 対象業種：小売業、生活関連サービス業等)

(ク) 遊覧船環境整備事業

被災した遊覧船乗場とその付帯施設、利用者駐車場、遊覧船を整備する。

(実施主体：市及び奥松島公社 対象業種：漁業、遊漁船業等)

(ケ) 6次産業化先導モデル育成事業

農水産業の6次産業を促進するために、異業種が連携して、先導モデル育成事業を実施する。

(実施主体：市 対象業種：農業、食料製造業等)

6 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

本計画に定められた復興推進事業の実施により、東松島市における復興及び活性化が図られ、東松島市全域における復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

7 その他

本計画の作成に際し、法第4条第3項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、同県及び当市は以下のとおり了解した。

宮城県の意見	意見への対応
従来から、東松島市の観光においては、宮戸地区を中心に奥松島の自然景観のもとで、漁村体験や環境学習など自然に触れあう体験学習	ご意見のとおりです。奥松島地域に、体験型ツーリズムの復興や観光・宿泊施設の再興を進めることにより、交流人口の増加及び雇用

<p>などの教育旅行の受け皿としての活動が活発な場所であったことから、県としては、その機能の回復を期待するものであります。</p>	<p>機会の増加に努めて参ります。</p>
<p>牛網・浜市地区は食料生産施設の設置となっているが、復興推進計画では食料供給等施設整備事業での施設設置については法 23 条に農地法の特例が定められている。今回の計画には記載がないが、復興庁から指摘はないのか。</p>	<p>ご意見のとおりですが、農地法特例については、具体的な事案として、特例措置の必要性が明確となった際には、別途、調整を行うこととしております。</p>
<p>東松島市では、農地法の特例も含まれる復興整備計画が策定されていることから、復興整備計画との整合性にも配慮する必要がある（特に野蒜地区については、平成 24 年 11 月 19 日の市復興整備協議会で同意された復興整備計画の構想図では、今回の「集積エリア」のかなりの部分が農地となっている）。</p>	<p>ご意見のとおりです。復興都市計画課等関係機関と十分に調整し、復興整備計画との整合性を図って参ります。</p>
<p>産業集積区域の牛網・浜市地区について、今回の設定区域内に復興交付金事業で農地整備を実施する「西矢本地区」の受益地が含まれていることから、「西矢本地区」との事業調整並びに地区内の農地の取り扱いについて、農業農村整備関係機関としっかりと調整して頂きたい。</p>	<p>ご意見のとおりです。農林水産課等関係機関と十分に調整して参ります。</p>

本計画の作成に際し、法第 4 条第 3 項に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、同県及び当市は以下のとおり了解した。（令和 3 年 4 月 1 日申請時）

宮城県の意見	意見への対応
意見なし	